

社会福祉法人南島原市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間
- 2 内 容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康確保について、相談体制を整備する。

(対策) 平成29年8月 保健師等相談窓口の設置について検討する。

目標2：計画期間内に育児休業取得率を次の水準以上にするよう努める。

男性職員 1人以上取得するよう努める。

女性職員 現状の取得率の維持に努める

(対策) 平成29年6月 取得促進対策について検討する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人あたり15日以上とする。

(対策) 平成29年4月 前年の年次有給休暇取得状況を確認する。
年次有給休暇取得予定表の作製等により、連続取得、行事休暇取得等、計画的な取得推進に努める。

目標4：職員のノウハウを活用し、最寄りの学校へ出向き指導する。

(対策) 随時 ボランティア学習等の講師として職員を派遣する等の地域貢献活動を実施する。